

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	正	後	改	正	前
----	---	---	---	---	---

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、法第22条の4第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。